

政治資金規正法違反(虚偽記入)の罪に問われた小沢一郎元民主党代表に二十六日、東京地裁で言い渡された無罪判決の要旨は、次の通り。

【起訴議決の有効性】

檢察官が任意性に疑いのある方法で取り調べて供述調書を作成し、事実を反する捜査報告書を作成した上、檢察審査会に送付することはあつてはならない。しかし、証拠の内容に瑕疵(かし)があることと、手続きに瑕疵があることは別の問題だ。

任意性に疑いのある供述調書や事実を反する内容の捜査報告書を作成し、檢察審査会に送付したとしても、檢察審査会における審査手続きに違法があるとは言えない。事実を反する内容の捜査報告書が意図的に作成された場合であつても同じ

だ。仮に事実を反する捜査報告書のために檢察審査員の判断に誤りが生じ、起訴議決に至つたとしても、そのことから檢察審査会の起訴議決が無効とするのは法的根拠に欠ける。

檢察審査会の会議は

担保貸付を利用することにした。土地の取得などを○四年分ではなく、○五年分の収支報告書に記載することとし、公表を一年間遅らせる口実を作るため、売買契約の決済日を○五年に遅らせる交渉を行うこととした。

石川議員が元代表から受け取った四億円の簿外処理を意図した動機は、元代表が政治的に不利益を被る可能性を避けるためである。

【虚偽記入と不記載】土地の所有権は売買契約に従つて○四年十月二十九日に陸山会に移転したと認められる。所有権移転登記

手続きの時期のみを○五年一月七日に遅らせることとした本件のような事案では、所有権本登記の時点を基準として○五年分の収支報告書に計上することは許されない。土地の取得及び取得費の支出は○五年分ではなく、○四年分の収支報告書に計上すべきだった。

陸山会が○四年十月に土地の所有権を取得したことと、土地取得

を意図し、土地の取得原資が銀行融資の四億円であるとの対外的な説明を可能とする外形づくりをするため、銀行から預金担保貸付を受けるなどしたものの、このような外形づくりは、実態に合わないもので、両方の四億円を○四年分報告書に計上する必要があつたことを認識していた。土地の取得と取得費の支出を計上する必要があつても認識していたが、計上しないまま○四年分の報告書を作成した。石川議員については○四年分報告書の虚偽記入と不記載について故意が認められる。

検審の起訴議決に重大な瑕疵ない

判決の要旨

【取引の経過】

元秘書の石川知裕衆院議員は二〇〇四年十月、土地の売買契約を締結

以上を通り、起訴議決に重大な瑕疵があり手続きが規定に違反して無効になると解することはできないから、公訴棄却の申し立ては理由がなく、採用できない。

池田光智元秘書は○五年一月に赤坂事務所に着任し、経理処理や収支報告書の実務経験に乏しかったことを考慮すると、違法性までは理解していなかった可能性も考えられなくはない。しかし、土地売買代金の決済は○四年十月に終了し、土地の所有権もその時に移転していることや、元代表の政治活動への影響を慮(おもんばか)つて○五年分収支報告書に計上することは、真実とは異なることを認識しており、○五年分の